# 日本の法制度の概要

遠藤 誠1

#### I はじめに

日本の法制度の内容は、本稿の読者の多くにとっては、自明のことであろうと思われる。 しかし、筆者は、他の多くの国・地域の法制度をほぼ同じ分量・項目で執筆しているところ、日本の法制度の概要をあらためて確認しておくことは、比較法的観点から意味のあることと考える。とくに、筆者は、2012年以降、「世界の法制度〔欧州編〕」及び「世界の法制度〔米州編〕」の連載を続けてきたため、欧州及び米州の諸外国の法制度と比べて、日本法にはどのような特色があるか、世界的見地から見て、日本法における議論は独善に陥っていないか、現在の日本法には見逃されてきた点や改善すべき点があるのではないかといった点について、強い問題意識を有している。そこで、本稿では、日本の法制度を取り上げることとしたい。

日本法の歴史は律令国家の時代にまで遡ることもできるが、現代日本の法制度の基礎が 形作られたのは、明治維新以降である。当時の日本は、欧米列強との不平等条約を改正す るため、法典編纂作業を急いで進めた。明治時代に整備された日本の法制度は、ドイツや フランス等の西欧の大陸法諸国の影響を強く受けた。明治期以降、外国人の法学者(いわ ゆる「お雇い外国人」)を日本に招聘したり、日本の法学者等が西欧諸国に留学したりする 等して現地の法制度を研究してきた結果、さまざまな法分野においてドイツ法やフランス 法等が模範とされてきた。そのため、日本の法制度のかなり多くの部分は、ドイツやフラ ンス等の法制度を参考にして作られているといえる。とくに法律用語については、ドイツ 語をそのまま直訳して日本語となっている場合が多い。

他方、日本の法制度は、朝鮮及び台湾等の法制度に強い影響を及ぼした。日本の法制度で採用された漢字の法律用語は、朝鮮及び台湾だけでなく、中国大陸においても広く用いられた。

第二次世界大戦後、日本法に対して大きな影響を及ぼしたのは、米国法である(とくに、憲法、刑事訴訟法、独占禁止法等)。これは、GHQの占領政策による影響が大きい。現在でも、日本法に対して最も大きな影響を及ぼしているのは、米国法といってよいであろう。その原因は、①事実上、国際社会において米国が占める政治的・経済的・軍事的影響力は大きく、日米関係も緊密であること、②日本の法律実務家、学者、企業の法務担当者等の

1

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士 (法学)。BLJ法律事務所 (https://www.bizlawjapan.com/) 代表。

留学先は、米国が圧倒的に多いこと等にあると思われる。但し、判例法主義を採る米国法と成文法主義を採る日本法とでは、根本的な法制度に大きな違いがあるし、法律用語・法的概念も異なることが多い。そのため、米国法が日本法に対して大きな影響を及ぼしているといっても、それは、日本法が成文法主義から判例法主義に変わるとか、米国で用いられる法律用語・法的概念に置き換えられるということを意味しない。一般的に、米国法で採用されている法制度のうち、日本でも有益又は実施可能と予想される法制度を研究し、日本流に変容して採用するということが行われている。

#### Ⅱ 憲法

大日本帝国憲法(明治憲法)は、ドイツの1850年プロイセン憲法等を参照して起草され、1889年2月11日に公布された。明治憲法の下では、天皇が統治権を総攬すること、衆議院と貴族院から成る帝国議会が法律案・予算案の審議権(協賛権)を有すること等が規定された。また、「統帥権の独立」により、軍は政府から独立した存在であり、軍令を制定できるものとされていた。

1945年8月、日本国政府は「ポツダム宣言」を受諾した。このことをもって、日本国政府が「天皇主権」から「国民主権」への移行を受け入れたものとし、法的な意味での「革命」が生じたという「8月革命説」が唱えられたが、これに対しては批判も多い。

第二次世界大戦における日本の敗戦を受け、日本国憲法の草案が、GHQ 民政局において起草された。帝国議会での審議、修正提案(9条2項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言を加える「芦田修正」等を含む)、可決、さらに枢密院の諮詢を経て、1947年11月3日に公布された。

日本国憲法の特色としてまず第1に挙げられるのは、「条文の少なさ」と「各条文の短さ」である。他の諸外国の憲法は数百条の条文から構成されているのが通常であるし、1つの条文が数十行に及ぶことは珍しくない。それに比べ、日本国憲法の条文は104条しかなく、各条文も極めて短く簡単な規定となっている。

日本国憲法の第2の特色として挙げられるのは、1946年に公布されてから現在までの約75年間にわたり、一度も憲法改正が行われていないことである。他の諸外国の憲法の多くは、頻繁に憲法改正が行われている。過去75年の間に日本国内及び世界の情勢は大きく様変わりしており、いまだに75年も前の憲法のままでよいのかは大いに疑問である。

# 1 統治機構

#### (1)天皇

日本国憲法は、世襲の天皇を「日本国及び日本国民統合の象徴」であるとし、形式的・ 儀礼的な権限のみ与えている。世襲の君主に形式的・儀礼的な権限のみ与えるという制度 は、多くの「立憲君主制」諸国においても見られるところであり(例えば、英連邦王国、 オランダ、ベルギー、スペイン、デンマーク等)、日本も分類としては「立憲君主制」に該 当するといえる<sup>2</sup>。

# (2) 立法府

日本国憲法は、「国の唯一の立法機関」として「国会」を置いている。国会は、衆議院と 参議院から構成される(二院制)。

衆議院議員選挙や参議院議員選挙が実施されるたびに、選挙区ごとの 1 票の格差をめぐる議員定数不均衡の問題が提起されてきた。最高裁判所は、衆議院議員選挙で生じた 1 対 2.30 の格差、及び参議院議員選挙で生じた 1 対 5 の格差につき、「違憲状態」であることを認めたものの、選挙を無効とはしなかった。国会は、議員定数を是正するための弥縫的な改正を行うことはあるものの、根本的な解決は行われていない。裁判所が具体的な選挙区割り及び定数を指定して選挙のやり直しを命じることは実際上難しいため、全国を一つの選挙区とみて、選挙区割りをせずに選挙のやり直しを命じることも考えられるのではなかろうか。このことは、国会議員を「全国民の代表」であるとする憲法 43 条の規定にも適合すると思われる。

ところで、日本の人口は年々大きく減少しており、2065年には約8,800万人にまで落ち込むであろうといわれている3。このことからすると、衆議院と参議院の議員数を大幅に減少していく必要があろうし、参議院が本当に必要なのか(二院制を廃止し、一院制を導入すべきではないか)についても再検討すべきであろう。また、地方の過疎化、人口の大都市集中がますます進んでいる現在、従来どおりの47都道府県のままでよいはずがなく、人口が少ない県は他の県と統合させて合理的な大きさの行政単位としたり、都道府県制を廃止して道州制を採用したりする等の抜本的な改革が必要と思われる。

# (3) 行政府

日本国憲法は、議院内閣制を採用している。即ち、内閣総理大臣は、国会議員の中から 国会の議決で指名される。内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負 う。内閣は、衆議院で不信任を議決されたときは、衆議院を解散するか又は総辞職しなけ ればならない。

大統領制を採る国では、通常、大統領は国民の直接選挙によって選ばれるため、国民の多数の支持を得ようとして大衆迎合主義(ポピュリズム)的な政策が採られる危険性があるが、日本のように議院内閣制を採用している国では、国会がクッションの役割を果たすため、ポピュリズムに陥る危険性は相対的に低いといえよう。しかし、日本のように議院内閣制を採用している国で内閣総理大臣になるためには、国会での多数派工作が重要となるため、国会における汚職や派閥化、国民世論からの乖離、他の政党の支持を得るため政

<sup>2</sup> 西修著『憲法の論点』(産経新聞出版、2019年) 10 頁。

<sup>3 『</sup>日本の将来推計人口』(国立社会保障・人口問題研究所、2017年)を参照。

策の妥協を迫られやすいこと等の弊害が生じやすい。

日本の行政機関を実務上支え、動かしているのは、官僚である。以前は、日本の官僚は優秀であるといわれたこともあったが、最近では、官僚による政権への「忖度」が社会問題となっており、違法行為をも平然とやってのける官僚に対する国民の批判が高まっている。

#### (4) 司法府

日本の司法府は、最高裁判所を頂点として、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所等により構成されている。民事訴訟及び刑事訴訟等は、三審制が採られているが、 上告理由は狭い範囲に制限されており、実際に上告が認められるケースは少ない。

日本の最高裁判所及び下級裁判所は違憲法令審査権を有するが、実際に法令が違憲と判断されることは極めて少ない。現在までに法令が違憲と判断されたケースとしては、議員定数不均衡訴訟等の選挙に関するもののほか、刑法の尊属殺人罪の重罰規定が違憲と判断された判決(最大判昭和 48 年 4 月 4 日)、森林法の共有林分割制限規定が違憲と判断された判決(最大判昭和 62 年 4 月 22 日)、薬事法の薬局距離制限規定が違憲と判断された判決(最大判昭和 50 年 4 月 30 日)、郵便法の免責規定が違憲と判断された判決(最大判平成 14 年 9 月 11 日)、国籍法の非嫡出子の国籍取得制限規定が違憲と判断された判決(最大判平成 20 年 6 月 4 日)、民法の非嫡出子の法定相続分を嫡出子の法定相続分の 2 分の 1 とする規定が違憲と判断された判決(最大判平成 25 年 9 月 4 日)、民法の女性の再婚禁止期間を離婚後 6 か月とする規定が違憲と判断された判決(最大判平成 27 年 12 月 16 日)がある。また、以上のような法令の規定を違憲とした判決の他に、法令を当該事件の当事者に適用する限りにおいて違憲とする判決も下されている。

# 2 人権

日本国憲法は、他の多くの国の憲法と同様に、多くの基本的人権を保障している。しかし、他の諸外国の憲法における人権規定と比べると、基本的人権に関する条文の数が少なく、しかも、各条文の規定が簡単すぎるという問題がある。また、日本国憲法は1946年の公布以降、一度も改正されていないため、環境権、情報アクセス権等の新しい人権に関する規定が存在しない。この点、ラテンアメリカ諸国の憲法が、積極的に、さまざまな新しい権利を明文で規定しているのとは、対照的である。

また、日本国憲法は、国家緊急事態における人権制限についての規定を欠いている。この点も、他の多くの諸外国の憲法が国家緊急事態における人権制限についての規定を置いているのとは、対照的である。近時、新型コロナウイルスの感染拡大に際し、他の多くの諸外国では、国家緊急事態における人権制限として、外出禁止を法的義務とし、違反者を処罰している。他方、日本では、国家緊急事態における人権制限を法的強制力をもって行うことができず、「外出自粛の要請」というあいまいな対応しかできていないことは、日本

国民にとって不幸なことというほかない。

# 3 安全保障

日本国憲法の特色として、9条が挙げられることが多い。たしかに、他の諸外国の憲法の多くは、安全保障について 1 章を設け、具体的かつ詳細な複数の条文を置いている。それに比べて、日本国憲法 9条は、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定する 2 つの項を置くのみである。周知のとおり、日本国憲法 9条の解釈には争いがあり、全ての戦力の不保持を規定したとする説、自衛のための戦力の保持は禁止されていないとする説、「戦力」に至らない程度の実力を保持することは禁止されていないとする説等がある。最近では、憲法 9条改正に向けた動きがあり、9条に「自衛隊」を明記する案等が検討されている。ここでは、上記の議論の詳細には立ち入らないが、「世界の法制度〔欧州編〕第53回総括(1)」4及び「世界の法制度〔米州編〕第34回総括(1)」5で記載したとおり、世界のどの国でも、自衛のための軍隊の保持、又は集団安全保障・外国軍の駐留を認めている。それに比べて、日本国憲法 9条に関する従来の議論は、世界の常識からかけ離れているように思われる。

#### Ⅲ 民法

明治時代に日本の民法典の編纂作業が進められた際、ボアソナードが草案の起草を支援した。しかし、ボアソナードの支援により起草された民法典草案(旧民法)は、日本の民情風俗との不整合等を理由として批判され、「民法典論争」が巻き起こり、施行延期となった。その後、内閣総理大臣の下に法典調査会が設置され、パンデクテン体系に基づき、総則、物権、債権、親族、相続の全 5 編から成る新しい民法典が起草され、施行されるに至った。このような経緯を経て制定された日本の民法典は、主にドイツ民法とフランス民法とが混合したものとなった。日本の民法典は、その制定後、ドイツ民法学の圧倒的影響を受け、ドイツ民法学の法概念・解釈論が多く継受された(学説継受)6。第二次世界大戦後は、日本の民法学に対し、ドイツだけでなく、フランスや英米の民法学の影響も大きくなっていった。

# 1 総則・物権・債権

総則編では、人、物、法律行為等に関する規定が含まれている。成年年齢は20歳とされてきたが、2018年の民法改正により、18歳に引き下げられた(施行日は、2022年4月1

<sup>4 『</sup>国際商事法務 Vol.45, No.2』 267~269 頁。

<sup>5 『</sup>国際商事法務 Vol.48, No.2』 277~278 頁。

<sup>6</sup> 北川善太郎著「日本民法学の歴史と理論」(『ドイツ法の継受と現代日本法』(日本評論社、 2009年)所収)4~5頁。

日)。18 歳・19 歳の若者が自分自身の判断によって人生を選択することができる環境を整備し、その積極的な社会参加を促すこと等を目的とするものである。

物権編では、土地と建物はそれぞれ別個独立の不動産であるとされ、また、登記は第三 者対抗要件とされている。登記の公信力は認められていない。

2017年に、日本の民法は債権編を中心に大改正が行われた(大部分は 2020年4月1日施行)。これは、1896年に民法典が制定されて以来の大改正であり、民法の現代化及び判例法理の明文化等の要請によるものである7。改正された点は多岐にわたり、契約不適合責任、定型約款、保証、消滅時効、法定利率等が含まれる。

# 2 親族・相続

「世界の法制度〔欧州編〕第 53 回 総括 (1)」8及び「世界の法制度〔米州編〕第 35 回 総括 (2)」9で紹介したとおり、欧州でも米州でも、同性婚を認める国・地域が増加してきている。2019年には、アジアで初めて、台湾で同性婚が認められるようになった。日本でも同性婚を認めるべきとの見解もあるが、現時点では、民法改正までには至っていない。ただ、LGBT の権利を認めよう、自分の性同一性障害をカミングアウトしよう、という動きは急激に増加しており、国民の一般的支持を得つつある。日本でも、意外に早く、同性婚が法律で認められる時が来るかもしれない。

国際化の進展に伴い、日本人と外国人の国際結婚が増加しているが、国際結婚の破綻もまた増加している。国際結婚の破綻により、一方の親が、もう一方の親の同意を得ずに、子どもを居住国から自分の母国に連れ出し、もう一方の親に面会させないという「子の連れ去り」紛争事案が多数発生している。1980年の国際私法会議で採択された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)は、国境を越えた子どもの不法な連れ

\_

<sup>7</sup> 西欧諸国においても、近時、債権法の現代化が行われてきた。例えば、ドイツでは、「債務法の現代化に関する法律」(2002年1月1日施行)により、「給付障害」(Leistungsstörung)の概念により、債務不履行及び瑕疵担保に関する規定が整理された。すなわち、従来の「履行遅滞」、「履行不能」及び「不完全履行」という債務不履行概念を「義務違反」

<sup>(</sup>Pflichtverletzung) という観点から捉えて「給付障害」概念に取り込み、また、「義務違反の不存在」を債務者が立証しなければならないものとした。瑕疵担保責任については、「瑕疵」概念の明確化を図るとともに、「給付障害」に含まれるものとされ、買主はまずは完全履行(修補請求、代物引渡請求)を求め、もし完全履行を果たせなかった場合に初めて解除及び代金減額請求が可能とされた。また、契約締結上の過失、行為の基礎の喪失(日本の「事情変更の原則」に相当)という判例上認められてきた概念につき、明文規定が置かれた。消滅時効については、従来の「30年」から「3年」に大幅に短縮されるとともに、時効の起算点につき、「請求権を基礎付ける事実について知り、又は重大な過失により知ることができた時」というように、主観的要素を取り入れた。さらに、従来は特別法として別途制定されていた、消費者保護法、普通取引約款法、通信販売法、訪問販売法等が民法典に取り入れられ、電子取引に関する規定が追加された。これらの法改正は、日本における債権法改正の議論にも影響を及ぼしている。

<sup>8 『</sup>国際商事法務 Vol.45, No.2』 269 頁。

<sup>9 『</sup>国際商事法務 Vol.48, No.3』 432 頁。

去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還するための手続、国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めている<sup>10</sup>。日本は、長年の間、ハーグ条約に署名していなかったため、「日本は、国際的な子の連れ去りを容認している」と米国等から批判されてきた。このような状況の下、日本において、2013年にハーグ条約の実施法が成立し、2014年4月1日からハーグ条約が日本について発効した。しかし、その後も、米国等から、日本ではハーグ条約が適切に運用されていないとの批判がなされている。

日本では、現在のところ、夫婦同姓制度が採られているが、選択的夫婦別姓制度を認めるか否かも大きな議論となっており<sup>11</sup>、今後の立法動向が注目される。

2018年の民法改正により、相続に関する制度にも変更が加えられた。改正点は、配偶者 居住権の新設、夫婦間での居住用不動産の贈与の優遇、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留 分制度の見直し等である。

# IV 商法・会社法

日本の商法典は、ドイツ普通商法典に倣って編纂され、1899 年 3 月 9 日に公布された。 公布時は、総則、会社、商行為、手形、海商の全 5 編から構成されていたが、その後、手 形法、小切手法、会社法、保険法が別途公布されていったため、条文が大幅に削除された。

日本の会社法をみると、第2編が「株式会社」、第3編が「持分会社」となっており、後者の中に、合名会社、合資会社及び合同会社に関する規定が含まれている。このように、会社法で認められている会社は、上記の4種類である。

ちなみに、会社法が施行される前は、「有限会社法」により、有限会社が認められていたが、2005年制定の会社法の施行と同時に、有限会社法は廃止されたため、その後は、有限会社の新規設立はできなくなった。

持分会社とは、社員(出資者)の地位が「持分」という形をとり、社員自ら会社の経営を行う会社である。少人数の親しい者が集まって小規模な会社経営を行う場合に適している。ここでは、社員自ら会社の経営を行うという意味で、「所有と経営の一致」がみられる。持分会社には、合名会社、合資会社及び合同会社がある。合名会社は無限責任社員のみからなる持分会社であり、合資会社は無限責任社員及び有限責任社員からなる持分会社である。

合同会社は、米国の州法で認められている LLC (Limited Liability Company) をモデルとして、2005 年制定の会社法により新たに設けられたものである。しかし、日本の合同会社の場合、米国の LLC とは異なり、パス・スルー課税(法人の所得に課税せず、出資者の所得のみに課税すること)が現時点では認められていない(なお、パス・スルー課税がで

.

<sup>10</sup> https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html

<sup>11</sup> http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html

きる制度として、「有限責任事業組合」(日本版 LLP)がある)。合同会社は有限責任社員の みからなる持分会社であるが、株式会社とは異なり、原則として、各社員が業務執行権を 有し、社員の加入及び持分の譲渡には全社員の同意が必要である。

会社法は、頻繁に改正されているが、最近では、2019年12月に改正された。改正点は、 株主総会資料の電子化、株主提案権の規制、取締役の報酬の規制、上場会社等における社 外取締役の設置の義務付け等である。

## V 民事訴訟法

日本の民事訴訟法では、原則として「三審制」が採られているほか、「当事者主義」及び「処分権主義」が採られている。職業裁判官が審理を行うこととされており、英米法におけるような陪審制は採られていない。

日本における民事訴訟手続の IT 利用は、1996 年の民事訴訟法の下で、電話会議システム及びテレビ会議システムの利用・運用が開始されたことに始まる。また、2004 年改正民事訴訟法により、オンライン申立て等を可能とする規定が設けられた。しかし、民事訴訟におけるテレビ会議システムやオンライン申立て等の実際の利用は少ない状況にあった。このような状況の下、日本政府は、裁判所への書類提出、事件管理、審理において IT 化を進めることとし、2020 年 2 月から、東京地方裁判所等の一部の裁判所において、IT ツール(Microsoft Teams)を利用した争点整理が開始されている。これは、裁判所と弁護士事務所の端末をインターネット接続し、争点整理に関する打ち合わせを行うというものである。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今後は、司法の分野でも IT ツールの利用が急速に進んでいくものと予想される。

ちなみに、中国では、既に、インターネット裁判所が設置され、多くの訴訟事件がインターネット上で行われている<sup>12</sup>し、WeChat での電子訴訟プラットフォームの利用により、携帯端末で、立件、送達、法廷審理、証拠公開及び調停等の訴訟手続全般を行えるようになっている。インターネット司法に関しては、日本より中国の方がはるかに進んでいる現状の下、遂に、司法の分野においても、「日本が中国から学ぶ時代が到来した」といえるかもしれない。

日本の弁護士は、英国のバリスターとソリシターのように 2 種類に分かれてはおらず、 訴訟代理も契約書作成も行うことができる。日本では、弁護士のほかに、隣接法律専門職 種として、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士等が ある。裁判所において民事事件の代理を行うことができる者は、原則として、弁護士に限

\_

<sup>12 2019</sup> 年 12 月 4 日に最高人民法院が公表した「中国裁判所のインターネット司法」白書によれば、杭州、北京及び広州インターネット裁判所において、8 つのインターネット専門裁判廷が設置され、84 名の裁判官が配属されている。裁判官の平均勤務年数は 10 年以上である。裁判官 1 人当たりの年間平均処理数は 700 件以上である。

られるが、一部の民事訴訟事件では、司法書士、弁理士にも一定の訴訟代理権が認められている。

1990 年代以降の司法制度改革の一連の動きの中で、法曹人口の増加が図られてきた。企業内弁護士が大幅に増加し、また、「弁護士ゼロ・ワン地域」がほぼ無くなったという成果もあったが、最近では、弁護士数の過剰が大きな問題となっている。「弁護士を増やせば、訴訟等の仕事も増えるはずだ」との予想は裏切られ、実際には、過払金返還請求訴訟ブームの後、訴訟件数は減少傾向にある(なお、訴訟が多い社会を国民が望んでいるかといえば、そのようなことはないと思われる)。今後は、毎年の司法試験合格者数を減少させるべきだという意見が一層強くなるものと予想される。また、職業としての弁護士の人気が急落し、ロースクール離れも急激に進んでいることから、ロースクール及び司法試験に係る制度全般について根本的に見直し、再検討する必要があろう。

# VI 刑事法

### 1 刑法

日本の刑法は、ドイツ刑法の強い影響を受けて制定されたため、日本の刑法における法律用語・法的概念は、ドイツ語の直訳が多い。また、日本の刑法学は、ドイツ刑法の形而上学的思考方式に倣い、「構成要件」→「違法性」→「有責性」という判断枠組を採用し、「結果無価値」・「行為無価値」等の抽象概念を多く用いるようになった(このことは、とくに「刑法総論」の分野において顕著である)。但し、刑事裁判の判決文には、このような形而上学的な抽象概念はあまり用いられない。

日本では、死刑が存置されている。死刑廃止論が団藤重光元最高裁判事等により有力に 主張されたが、死刑廃止には至っていない。むしろ、日本国民の中では、死刑制度維持を 支持する者が圧倒的に多い。

殺人事件において死刑を宣告するか否かの判断基準として、いわゆる「永山基準」がある。これは、永山事件の上告審判決(最二小判 1983 年 7 月 8 日)で、①犯罪の性質、②犯行の動機、③犯行態様、特に殺害方法の執拗性、残虐性、④結果の重大性、とくに殺害された被害者の数、⑤遺族の被害感情、⑥社会的影響、⑦犯人の年齢、⑧前科、⑨犯行後の情状を総合的に考察したとき、刑事責任が極めて重大で、罪と罰の均衡や犯罪予防の観点からもやむを得ない場合に死刑の宣告が許されるとされたものである。その後の下級審の刑事裁判は、永山基準に沿って、死刑を宣告するか否かが判断されてきたが、何故か、「被害者の数」がとくに重視され、被害者が 1 名である場合、ほとんど死刑の宣告がなされないという運用となっていた。この点については、被害者が 1 名である事件においても、死刑の宣告を回避すべきではないという批判が強くなされ、実際、被害者が 1 名である事件で死刑が宣告されたケースが見られるようになった。

#### 2 刑事訴訟法

日本の刑事訴訟では、2009年から、一部の重大事件については、裁判員制度(国民の中から選ばれた6名の裁判員が、地方裁判所における刑事裁判に参加し、3名の裁判官とともに、有罪か無罪か、どのような刑にするかを決める制度)が実施されている。裁判員制度が導入されて以降、それまでの職業裁判官による判決に比べて、量刑が重くなったといわれている。このことは、従来の職業裁判官による判決における量刑が、国民の社会通念に照らし、あまりに軽かったということを意味している。最近、裁判員制度により死刑判決が下されたにもかかわらず、上級審が死刑判決を覆すという事例が多く発生しており、「このままでは裁判員制度の存在意義が没却されてしまう」という批判がなされている。裁判員の辞退率が上昇する傾向にあること等、裁判員制度の将来はかなり不透明である。

日本は、刑事法に関する国際的な取り組みが遅れているように思われる。日本は、米国 及び韓国との間でのみ、犯罪人引渡し条約を締結しているが、より多くの国との間で犯罪 人引渡し条約を締結することが望まれる。

現在、日本の刑事司法制度が世界から注目されている。広く報道されているとおり、金融商品取引法違反の容疑で起訴されていたカルロス・ゴーン被告人が、保釈中の 2019 年 12 月末、関西国際空港から密出国によりレバノンに逃亡するという事件が発生した。そして、ゴーン被告人は、逃亡先のレバノンから、日本の刑事司法制度を批判する記者会見を行った。これにより、日本の出入国管理・保安検査の杜撰さ及びいわゆる「人質司法」問題が、世界に知れ渡ることとなった。ゴーン被告人の主張に依拠して日本の刑事司法制度を一方的に批判してきた欧米のマスコミの報道には、明らかな誤解・偏見・誇張に基づくものも少なくなかった。しかし、日本の刑事司法制度がさまざまな問題を抱えているのも事実である。例えば、自白を偏重し過ぎていること、否認事件における保釈許可率が極めて低いこと、冤罪事件がたびたび発生していること等である。取調べへの弁護人の立会権も、いまだ認められていない。近時、ゴーン被告人のように保釈中の被告人が逃亡する事案が増加傾向にあるため、今後は、諸外国で実施されているように、GPS 監視機器を装着することを保釈条件とすることが、日本でも一般化するかもしれない。

# ™ おわりに

今後、少子高齢化の傾向がますます強まる日本が、従前どおりの法制度や小手先の改革だけではやっていけないことは明白である。47 都道府県制の見直し、道州制の導入、二院制の見直し、議員定数の大幅な削減等の大胆な改革が急務である。今後、日本の法制度をどのような方向に持っていくかについては、我々日本国民が、主体性をもって考え、議論し、行動していく必要があろう。その際、諸外国の法制度のあり方を知ることが、非常に参考になる。その意味で、本稿に少しでも役立つことがあれば幸いである。

- ※ 初出: 『国際商事法務 Vol.48 No.5』 (国際商事法研究所、2020 年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第 1 回 日本」)。
- ※ 免責事項:本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とする ものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因し て読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。